

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長 稲角 秀幸 殿

公益財団法人 日本野鳥の会
理事長 遠藤 孝一
(公印省略)

(仮称) 留萌北部(沿岸) 広域風力発電事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見書

日頃より(公財)日本野鳥の会ならびに連携団体が行う自然保護活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、北海道の天塩郡天塩町、天塩郡遠別町、苫前郡初山別村にかけての地域で貴社が計画する(仮称)留萌北部(沿岸)広域風力発電事業(以下、対象事業という)について、環境影響評価法第8条に基づき、環境影響評価方法書(以下、方法書という)における対象事業実施区域(以下、計画地という)およびその周辺に生息する希少鳥類の保全の観点から、下記の通り意見を申し上げます。

記

(1) 計画地選定の観点からの意見

貴社が対象事業において計画段階環境配慮書における事業実施想定区域から方法書における計画地へと絞り込みを行う際に、自然環境への配慮から重要野鳥生息地(IBA)および生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)、自然公園、ラムサール条約湿地、鳥獣保護区、特定植物群落、稚咲内砂丘林および湖沼を外したことは一定の評価ができる。

一方、自然環境、特に希少な鳥類の生息地や自然環境の保全の観点からは、以下に示す地域も除外したうえで、さらなる計画地の絞り込みを実施すべきである。

- ①環境省が行う植生自然度調査の結果および植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として用いられている植生自然度のうち、きわめて自然性が高いとされる植生自然度9および10に分類されているエリアをすべて除外して、再度、計画地を選定すべきである。
- ②環境省が作成した陸域版のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図にある注意喚起レベルA1・A2・A3・B・Cのメッシュには、風力発電施設(以下、風車という)の建設によるバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられる鳥類の重要種が生息するか、集団飛来地が存在する。そのため、予防原則の観点からも、現状で計画地と重なっている注意喚起レベルA3・Bおよび集団飛来地のランク1に選定されているメッシュと重なる地域をすべて除外して、再度、計画地を選定すべきである。
- ③希少猛禽類のチュウヒ(絶滅危惧IB類、国内希少野生動植物種)が計画地内に複数つがい繁殖している可能性のあることが当会で行った調査により分かっている。当会が行った調査(浦ほか2019)やSenzakiほか(2017)により、チュウヒは風力発電施設の建設によりバードストライクや生息地放棄を起こす可能性が高いことが分かっていることから、チュウヒの繁殖地の周辺には風力発電施設を建設すべきではない。計画地を含むサロベツ原野とその周辺地域はチュウヒにとって好適な生息環境が広がっていることから、計画地とその周辺にある、すべてのチュウヒの生息環境(営巣環境、採餌および採餌環境)を除外して、再度、計画地を選定すべきである。
- ⑥貴社が行う前倒し調査の結果や地域住民および専門家、行政機関等へのヒアリングにより、風車建設によりバードストライクや障壁影響、生息地放棄などの影響を受けやすいと考えられ、かつ環境省または北海道のレッドリストで準絶滅危惧種以上に選定されているマガン、ヒシクイ(亜種オオヒシクイを含む)、サンカノゴイ、タンチョウ、オオジシギ、ウミネコ、オオセグロカモメ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、クマタカ、ワシミミズク、シマフクロウ、アカモズ、マキノセンニュウ、シマアオジの渡り経路を含む

繁殖地等の生息地が存在することが判明している場合は、該当する種が生息する地域をすべて除外して、再度、計画地を選定すべきである。当会が行った調査の結果から、ガン・ハクチョウ類の重要な移動・渡り経路が計画地内に存在する可能性が高いため（浦ほか 2021）、ガン・ハクチョウ類の移動・渡り経路を妨げないように、再度、計画地を選定することが、計画地における鳥類保全上重要となることを貴社は認識すべきである。

⑦計画地の周りには、既設のオトソライ風力発電所、天塩発電所、ユーラス遠別ウインドファームの他、計画中の幌延町・天塩町における風力発電事業、（仮称）浜里風力発電事業、幌延浜里風力発電事業、幌延風力発電事業更新計画など、複数の事業および計画が存在する。これらの既存事業および計画が対象事業の存在と相まって生じる影響であり、かつ影響の程度の予測が容易ではない累積的影響が発生しないように、専門家の意見も交えながら、風車の設置位置を十分に検討すべきである。

(2) 調査方法の観点からの意見

- ①ラインセンサス調査の実施を四季に各 1 回としているが、4～7 月は各月で実施し、特に計画地で繁殖する鳥類の種数をもっとも多くなる 5 月および 6 月は月 2 回以上実施し、計画地で繁殖する鳥類について詳細を把握すべきである
なお、計画地には希少種が多く繁殖するが、希少種は調査中における出現確率が低いため、それらの生息状況を詳しく把握するには、事前に調査日数を設定せず、繁殖期等の一定期間内で鳥類の出現種数が飽和するまで調査を継続すべきである。
- ②ラインセンサス法による調査で重要種（マガン、タンチョウ、シマクイナ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ハヤブサ、ウズラ、サンカノゴイ、オオジシギ、ウミネコ、ハイタカ、アカモズ等）が確認された場合、直ちにそれらを対象にした調査（希少猛禽類調査または任意観察調査）を実施すべきである。
- ③希少猛禽類の調査についてはチュウヒを想定し、各月 1 回の調査を実施するとあるが、チュウヒは計画地ではもっとも生息動向に留意すべき鳥類である。そのため、貴社は各月 1 回の調査頻度に拘らず、4～8 月は各月複数回の調査を実施するなど、現地でのチュウヒの繁殖や出現状況に合わせ、適切な調査頻度で調査すべきである。
- ④希少猛禽類における定点観察法による調査について、設定した観察定点からの視野を示す視野図を作成し、計画地のうち風車設置対象区域がすべて視野に入っているか確認し、もし視野に入っていない場所があれば、観察定点を増やす等の措置が必要である。ここに記載されている調査方法から、貴社は空間飛翔調査を行うことが読み取れるが、そうであれば、すべての風車設置対象区域で空間飛翔調査を実施し、風車設置対象区域全体における鳥類の衝突確率等を計算できるように観察定点を設置しなければならない。
- ⑤チュウヒが営巣していると考えられる地点から半径 500m 以内には繁殖の攪乱を避けるため立ち入らないようにして、調査すべきである。
- ⑥渡り鳥における定点観察法による調査については、レーザーレンジファインダーなどの機器を使用して、なるべく正確な飛翔位置や高度を計測すべきである。そのうえで衝突確率の計算や影響を評価すべきである。
以上

【引用文献（アルファベット順）】

- Senzaki M., Yamaura Y. and Nakamura F. 2017. Predicting Off-Site Impacts on Breeding Success of the Marsh Harrier. The Journal of Wildlife Management; DOI: 10.1002/jwmg.21266
- 浦 達也・長谷部 真・平井千晶・北村 亘・葉山政治. 2019. 繁殖期のチュウヒが風力発電施設の建設により受ける影響とその行動 - 日本野鳥の会サロベツ湿原チュウヒ研究グループ. 自然保護助成基金助成成果報告書 28:50-57.
- 浦 達也・長谷部 真・吉崎真司・北村 亘. 2021. 陸上風力発電に対する鳥類の高精度な脆弱性マップ作成の実践 - 北海道北部地域における事例: 手法調査、体制構築、対象種選択、データ収集、マップ作成. 保全生態学研究 (2021 年 4 月 20 日早期公開 <https://doi.org/10.18960/hozen.1925>) .